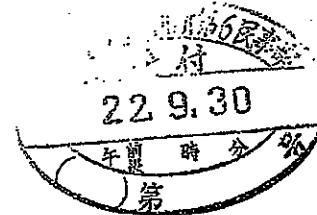


控
写



平成22年(特ノ)第4号 特定調停申立事件

申立人 箕面都市開発株式会社

相手方 箕面市

答弁書

平成22年9月30日

大阪地方裁判所第10民事部 御中

〒541-0041 大阪市中央区北浜1丁目8番16号 大阪証券取引所ビル

北浜法律事務所・外国法共同事業(送達場所)

電話 06-6202-1088【代表】

06-6202-9613【担当】

FAX 06-6202-9550

相手方代理人弁護士 天野勝介

同 滝口広子

同 志和謙祐

【担当】 同 若井大輔

第1 申立の趣旨に対する答弁

1については、その前提となる事業計画において、本市の第3セクターとして今後申立人が担っていく役割や申立人が存続することの必要性を明らかにされたい。なお、事業計画及び債務額の支払い方法は、相手方にとって最善のものであり、かつ、その実現可能性が担保されるものでなければならないことは言うまでもない。

2については、相手方としては、特定調停手続きにおいて、1に記載する申立人の役割や存続することの必要性と申立人が破綻した場合の相手方への影響、申立人から提案された支払方法による場合と平成16年3月30日締結の金銭消費貸借契約による場合の相手方の貸付金回収可能額の差異などを比較考量、検証したうえ、調停条項案に合意するか否かを判断する所存である。

第2 紛争の要点に対する答弁ならびに意見

1 「第1 申立人の概要」に対し

申立書記載の事実は認める。

2 「第2 申立人の事業の内容及び状況」に対し

申立人が駅前駐車場について指定管理者選定公募から落選したのは平成21年10月であるとの点は否認し、その余の事実については認める。落選したのは平成21年12月である。

3 「第3 資産・負債の状況」に対し

第1項のうち、第1段落は認める。第2段落のうち、「申立人は、平成7年8月1日、大阪府箕面市箕面五丁目732番地所在の土地を約12億円で取得し、同土地を駐車場として賃貸してきた」との部分は認め、「当時相手方が……目的で、」との部分は否認し、その余は知らないし争う。相手方が、当時改築計画を持っていた事実はない。平成18年3月期に約8億9,230万円の減損損失を計上せざるを得なくなったとのことであるが、上記時期に、上記金額の

減損損失を計上せざるを得なくなったとする根拠を、それぞれ明らかにされた
い。

第2項は認める。

4 「第4 申立てに至る経緯の概略」に対し

相手方は、申立人が、平成21年に実施された駅前駐車場の指定管理者選定公募に落選して以降、申立人から、債権放棄や返済期限の猶予等の要請を受けたものであるが、これらはいずれも申立人におけるコスト削減や経営の合理化等の経営改善のための十分な自助努力を伴わない申し出であったことから、これには応じてこなかったものである。

本件債務は、申立人の金融債務の返済資金として、申立人が相手方に対し貸付を実行したことにより発生したものであるが、当然、平成16年の貸付実行 당시に、慎重に検討を重ねた上で、貸付実行の可否、条件を決定した経緯がある。このため、相手方は、安易に、債務額ないしは支払方法の変更に応じることはできず、最低限、申立人において、経営改善のための真摯な自助努力をなしていることが不可欠の前提となる。

そこで、申立人において、平成16年度の相手方からの貸付け以降現在に至るまでになしてきた経営改善のための自助努力の具体的な内容、ならびに、今般提出を予定されている事業計画において予定しておられる経営改善のための自助努力の具体的な内容を、明らかにされたい。

5 「第5 本件債務の処理についての基本方針」に対し

基本方針にかかる相手方の基本的な考え方については、第1申立の趣旨に対する答弁において記載したとおりである。

(1) 債務の株式化について

申立人は、債務の株式化が、単純な債務免除より、申立人にとっても、相手方にとっても有利であると主張した上で、相手方のみを引受人として債務超過相当額を払込合計額とする募集株式を発行し、相手方から当該株式対価

の払込みを受ける、いわゆる現金払込み型による債務の株式化を実施することを提案している。

しかし、そもそも、他の手法ではなく債務の株式化を選択することが、相手方にとって、いかなる合理性があるのか、具体的に手法の違いによるメリット、デメリットを比較対照した上で、具体的な主張をされたい。また、いわゆる現物出資型による債務の株式化ではなく、相手方の現実の払込をともなういわゆる現金払込み型による債務の株式化を採用することが、相手方にとって、いかなる合理性があるのか、具体的な主張をされたい。

相手方としては、裁判所から提示される調停案を真摯に検討する所存であるが、そのためには、その調停案が、相手方にとって経済的合理性があり、かつ実現可能なものであることが大前提であると考えている。

(2) 債務額の確定及び支払方法の変更について

本件申立書「第5・3」によれば、現在事業計画を策定中とのことであり、その提出を待って検討のうえ、意見を述べる予定であるが、追って申立人より提出される事業計画及び弁済計画の内容については、経済的合理性が認められ、かつ、相手方において最大限の債権回収を図ることができる内容であるべきことを、強く求めるものである。

以上